

第 章

調査結果の詳細

第 章 調査結果の詳細

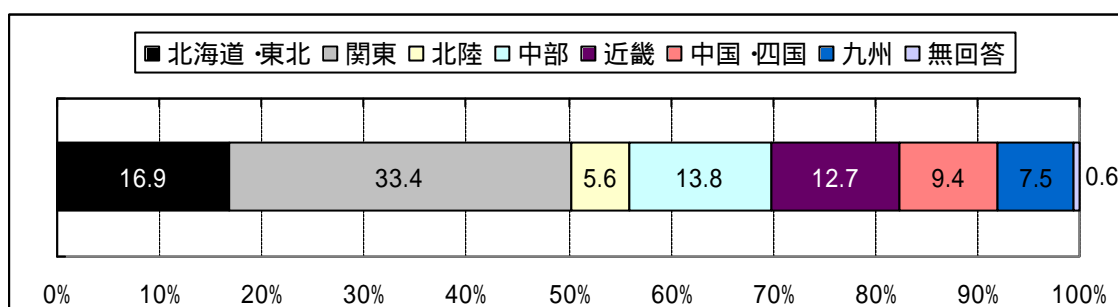
1. 民間団体の基本属性

1-1. 主たる事務所の所在地

(1) 主たる事務所の所在地（地方ブロック別）：問 -0-1

- 環境保全活動を行う 1,188 の民間団体から回答を得たが、基本属性の一つとして地方ブロック別にみた主たる事務所の所在地分布は以下のとおりである。
- 民間団体数の最も多いのは「関東」(33.4%)で約 3 割を占める。続いて多い順に、「北海道・東北」(16.9%)、「中部」(13.8%)、「近畿」(12.7%)となり、さらに「中国・四国」(9.4%)、「九州」(7.5%)、「北陸」(5.6%)である。

図表 3-1-1 主たる事務所の所在地（地方ブロック別）



- 民間団体数を都道府県別にみると、最も多いのが東京都(16.8%)であり、次いで神奈川県(6.6%)となっており関東ブロックに集中している。続いて北海道(4.5%)、大阪府(4.0%)、静岡県(3.8%)、愛知県(3.7%)、千葉県(3.6%)、宮城県(3.6%)、福島県(3.5%)、兵庫県(3.4%)、埼玉県(3.1%)、京都府(2.9%)、長野県(2.7%)、福岡県(2.5%)など、大都市に集中している。

図表 3-1-2 主たる事務所の所在地（地方ブロック別の都道府県構成）

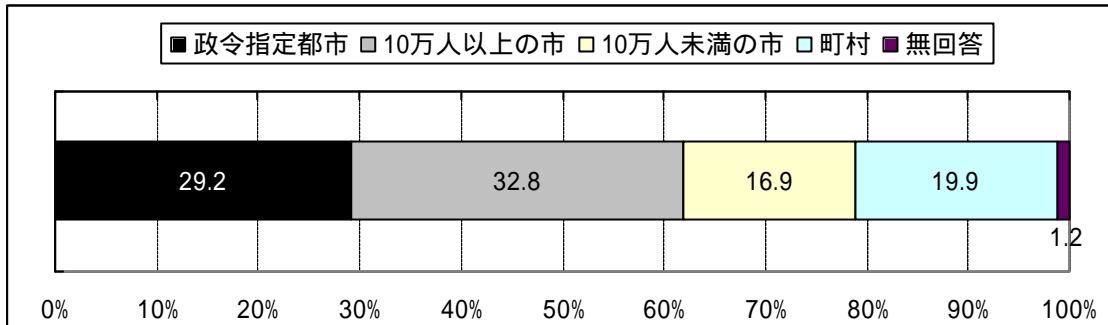
北海道・東北(16.9%)		関東(33.4%)		北陸(5.6%)		中部(13.8%)	
北海道	4.5	茨城県	1.3	新潟県	2.4	山梨県	0.6
青森県	1.1	栃木県	0.6	富山県	1.0	長野県	2.7
岩手県	1.3	群馬県	1.4	石川県	1.3	岐阜県	2.1
宮城県	3.6	埼玉県	3.1	福井県	1.0	静岡県	3.8
秋田県	1.0	千葉県	3.6	-	-	愛知県	3.7
山形県	1.9	東京都	16.8	-	-	三重県	0.9
福島県	3.5	神奈川県	6.6	-	-	-	-
近畿(12.7%)		中国・四国(9.4%)		九州(7.5%)			
滋賀県	1.6	鳥取県	0.7	福岡県	2.5		
京都府	2.9	島根県	0.4	佐賀県	0.2		
大阪府	4.0	岡山県	1.6	長崎県	0.6		
兵庫県	3.4	広島県	1.4	熊本県	1.7		
奈良県	0.3	山口県	2.3	大分県	1.1		
和歌山県	0.5	徳島県	0.8	宮崎県	0.4		
-	-	香川県	0.9	鹿児島県	0.7		
-	-	愛媛県	0.8	沖縄県	0.3		
-	-	高知県	0.6	-	-		

(注)本調査における地方ブロックの都道府県構成は本図表のとおりである。網掛は 2.5%以上を示す。

(2) 主たる事務所の所在地(市町村規模別): 問 -7

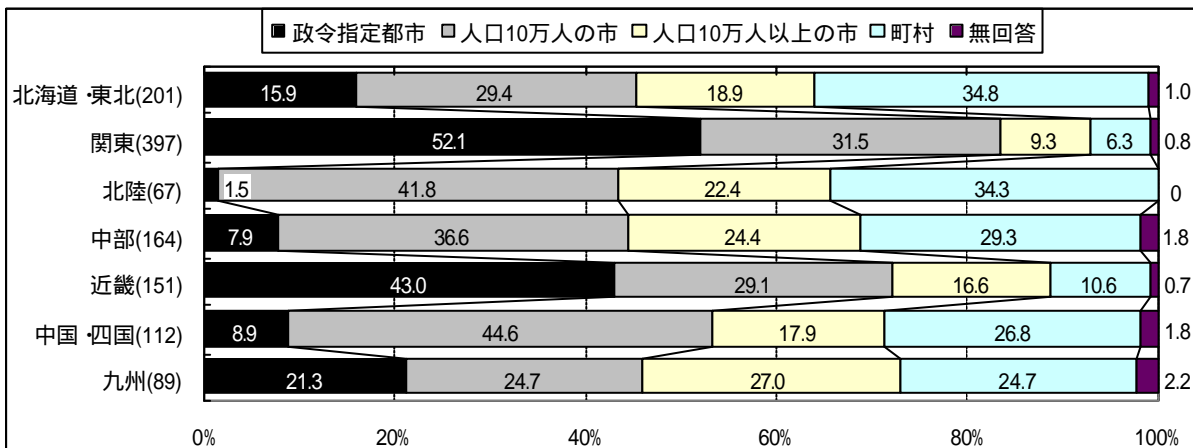
- 民間団体の主たる事務所の所在地分布を市町村規模別にみると、「政令指定都市」が 29.2%、「人口 10 万人以上の市」が 32.8%と合わせて 6 割以上(62.0%)を占めるが、これは、上述した大都市に民間団体が集中していることと符合する。「町村」(19.9%)は約 2 割である。

図表 3-1-3 主たる事務所の所在地(市町村規模別)



- 民間団体の主たる事務所の所在地について、地方ブロックと市町村規模との関係を見ると、政令指定都市の占める比率は関東(52.1%)と近畿(43.0%)で高く、町村の比率はそれぞれ 6.3%、10.6%と 1 割以下である。
- 町村については北海道・東北(34.8%)や北陸(34.3%)で多く、3 割以上を占める。

図表 3-1-4 主たる事務所の所在地(地方ブロックと市町村規模)

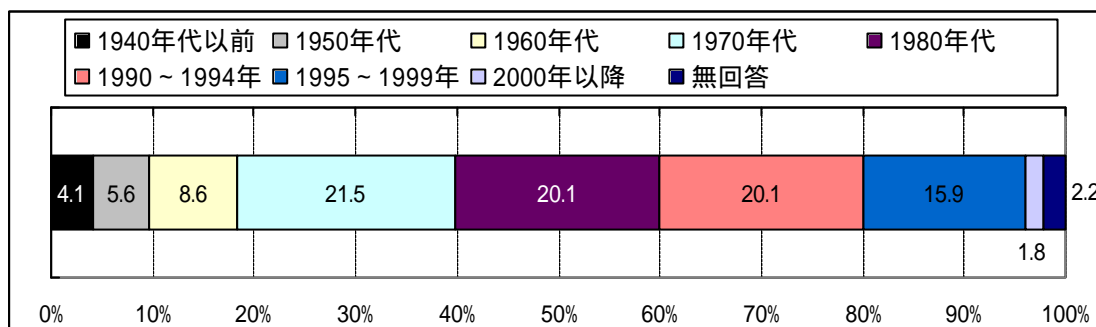


1-2. 活動開始時期：問 -1

(1) 全体的な傾向

- 民間団体の活動開始時期については、1990年代(前半 20.1%、後半 15.9%、合計 36.0%)が4割近くを占め、比較的新しいことがわかる。続いて、1980年代(20.1%)、1970年代(21.5%)、1960年代(8.6%)、1950年代(5.6%)、1940年代以前(4.1%)の順に、年代がさかのぼるにつれて活動開始時期の比率は少なくなる。2000年以降は1.8%と少ない。

図表 3-1-5 活動開始時期(全体)



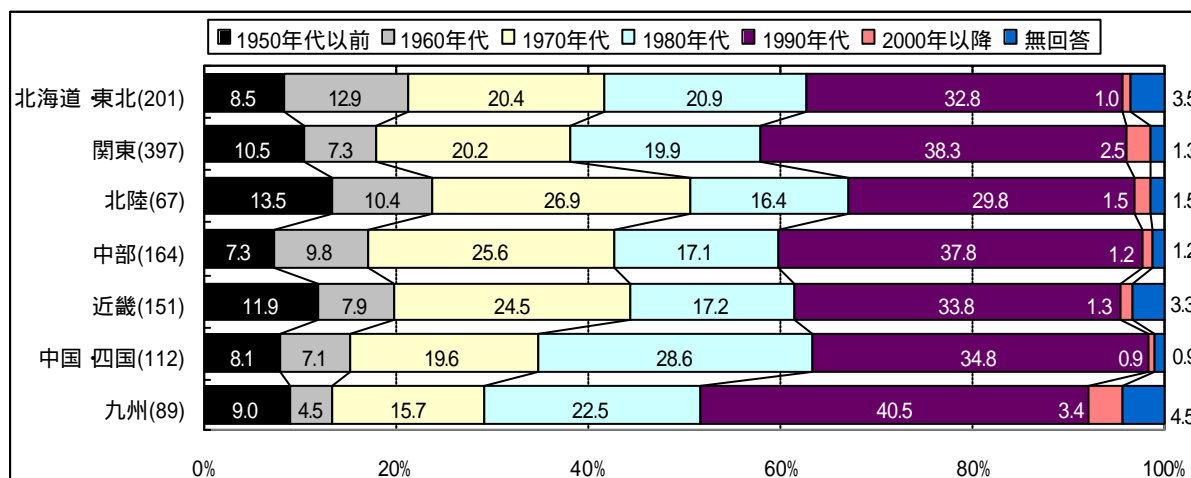
(2) 活動開始時期と他の基本属性との関係

所在地別の活動開始時期

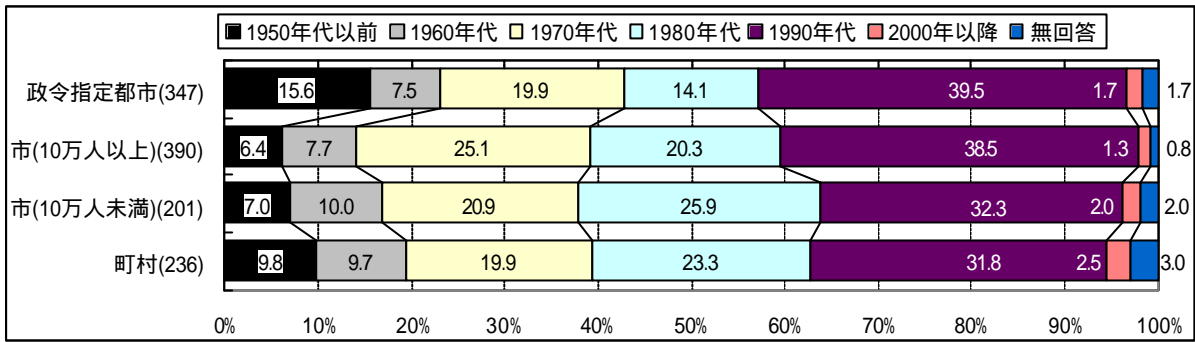
- 地方ブロック別では、1990年代に活動を開始した団体は、九州(40.5%)と関東(38.3%)に多く、北陸(29.8%)では少ない。2000年以降に活動開始した団体は関東(2.5%)で比較的多い。
- 市町村規模別では、1990年代に活動を開始した団体は、政令指定都市(39.5%)や人口10万人以上の市(38.5%)などの人口規模の大きい都市に多い。

図表 3-1-6 活動開始時期(所在地別)

(地方ブロック)



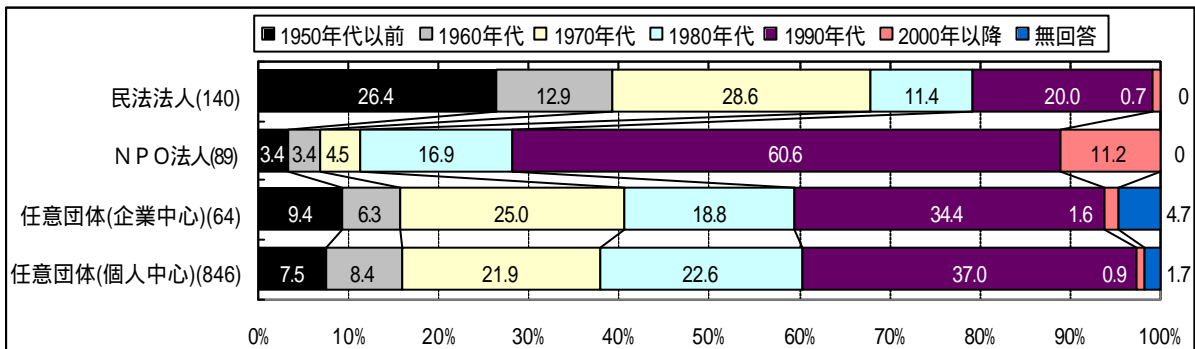
(市町村規模)



法人格別の活動開始時期

- 1998年のNPO法成立を背景として、NPO法人の活動開始は1990年代以降に7割以上が集中しており、1990年代が60.6%で2000年以降が11.2%である。
- 民法法人(社団法人と財団法人)では、1950年代以前(26.4%)の活動開始が多い。

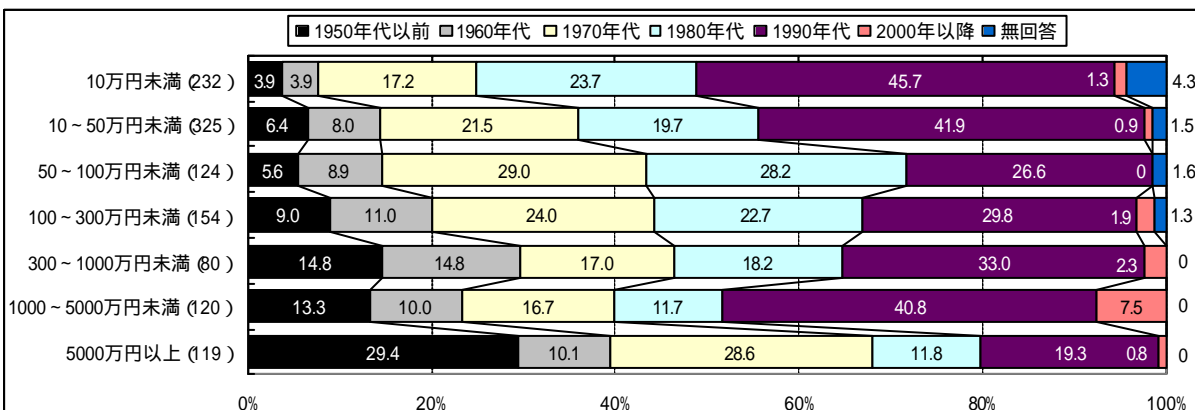
図表 3-1-7 活動開始時期(法人格別)



財政規模別の活動開始時期

- 財政規模の小さい民間団体ほど、1990年代以降の活動開始が多い。年間支出額10万円未満で47.0%、10~50万円未満では42.8%で50万円未満では4割以上を占める。
- 1000~5000万円未満でも1990年代以降の活動開始が48.3%と多くなっている。5000万円以上では、1950年代以前の活動開始が最も多く(29.4%)、1990年代以降(20.1%)より多い。

図表 3-1-8 活動開始時期(財政規模別)

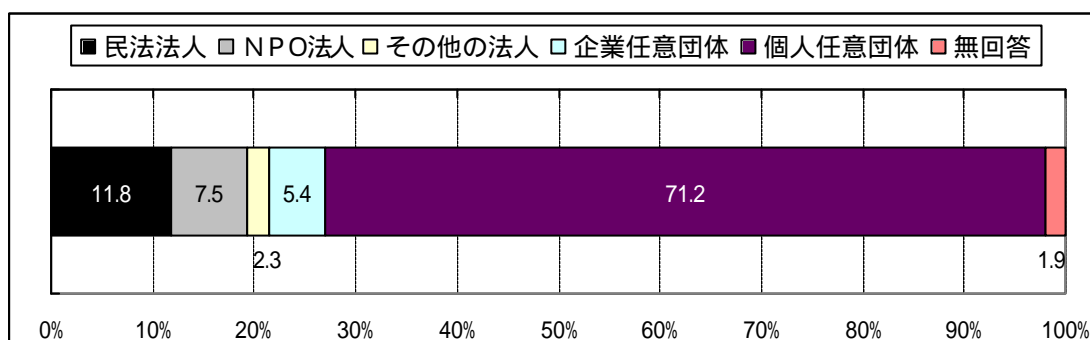


1-3. 法人格：問 -2

(1) 全体的な傾向

- 民間団体の法人格で最も多いのは「個人が中心の任意団体」(71.2%)で7割以上を占める。これに「企業関係者が中心の任意団体」(5.4%)を加えると、民間団体の8割近くが法人格のない任意団体である。
- 「民法法人(財団法人と社団法人)」は1割強(11.8%)を占める。また、「NPO法人」は1割未満(7.5%)である。

図表 3-1-9 法人格(全体)



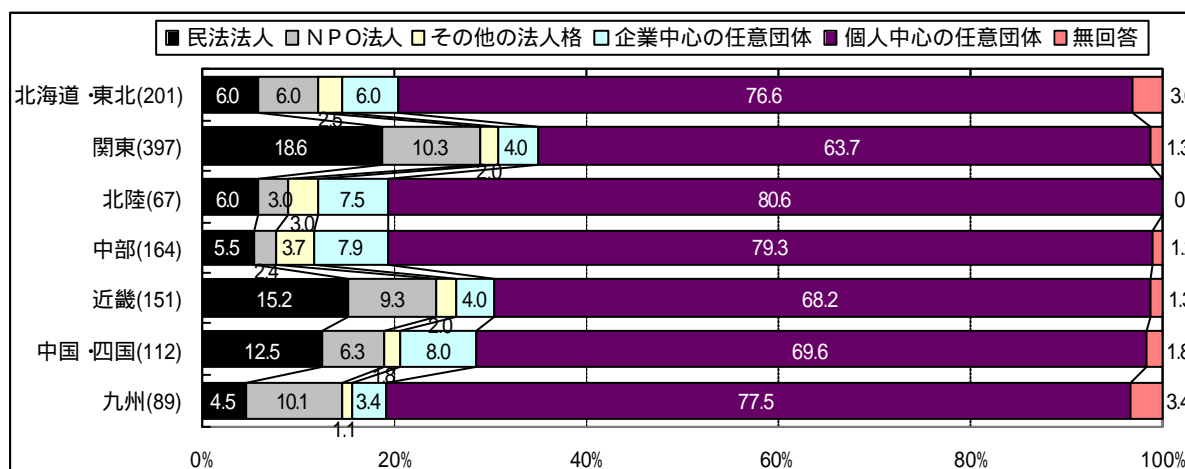
(2) 法人格と他の基本属性との関係

所在地別の法人格

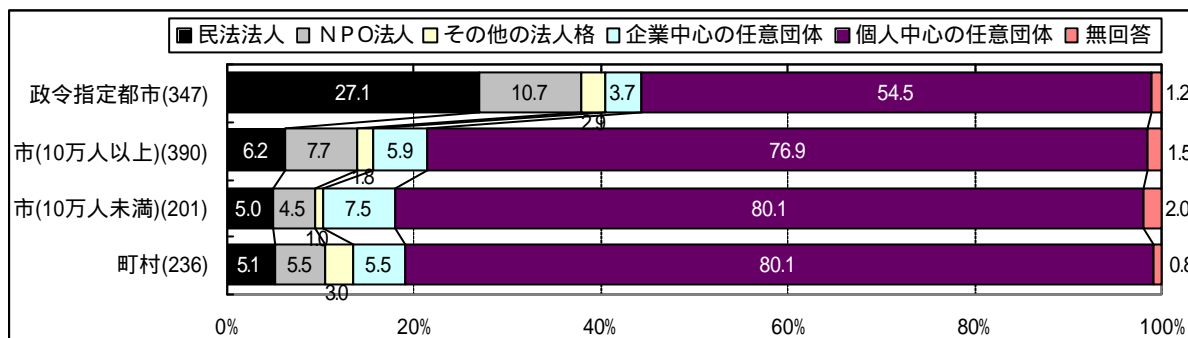
- 地方ブロック別では、企業本社の多い関東と近畿において民法法人の比率が高く、それぞれ18.6%、15.2%である。またNPO法人も多くそれぞれ10.3%、9.3%と1割前後を占める。
- 市町村規模別では、政令指定都市の民法法人(27.1%)とNPO法人(10.7%)の比率が高い。一般の市町村では、人口規模にかかわらず法人格の構成比率には大きな差異がみられない。

図表 3-1-10 法人格(所在地別)

(地方ブロック)



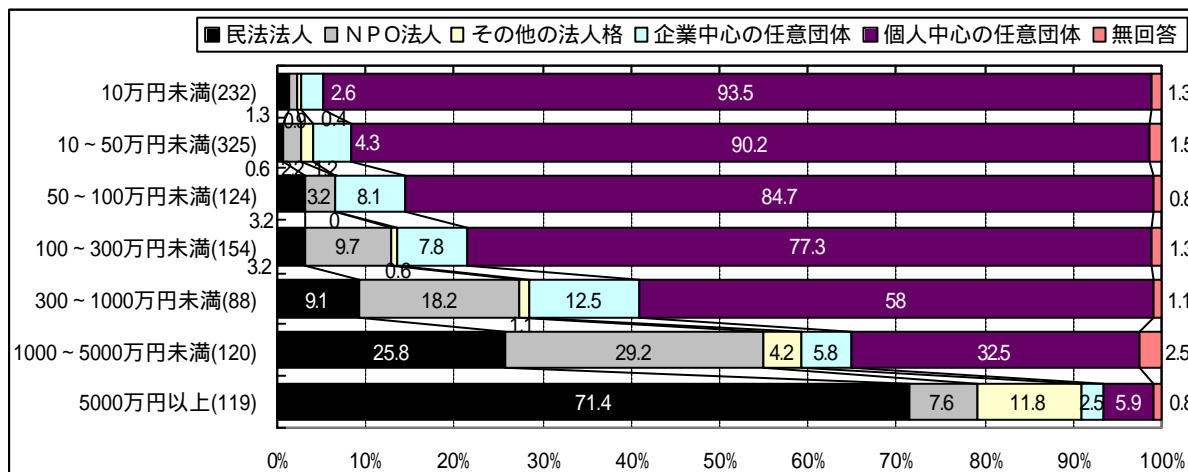
(市町村規模)



財政規模別の法人格

- 財政規模の小さい民間団体ほど、個人が中心の任意団体が多くなる。特に年間支出額が 10 万円未満では 93.5%と 9 割を超え、10～50 万円未満で 90.2%、50～100 万円未満で 84.7% とその比率は減少する。
- 逆に、年間支出額が 1000 万円を越すと、個人が中心の任意団体の比率は少なくなり、民法法人が増える。特に、5000 万円以上の団体では、民法法人が 7 割以上(71.4%)を占め、個人が中心の任意団体は 5.9%と非常に少ない。
- NPO 法人については、年間支出額が 1000～5000 万円未満(29.2%)が多い。

図表 3-1-11 法人格(財政規模別)



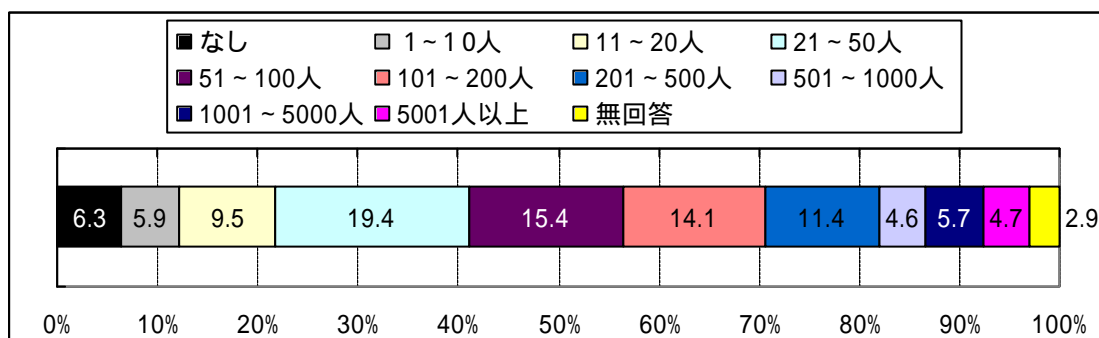
1-4. 会員数

1-4-1. 個人会員数：問 -3(1)

(1) 全体的な傾向

- 民間団体のなかで個人会員数の比率が最も多いのは「21～50人」(19.4%)であり、次いで「51～100人」(15.4%)が多い。個人会員数100人以下(「個人会員なし」の6.3%を除く)では、全体の約5割(50.2%)を占める。
- 特に「1～10人」(5.9%)と「11～20人」(9.5%)を合わせると、20人未満は15.4%となる。
- 一方、個人会員数が1000人を超す団体も10.4%と1割以上を占める。内訳は「1001～5000人」の5.7%と「5001人以上」の4.7%である。

図表 3-1-12 個人会員数



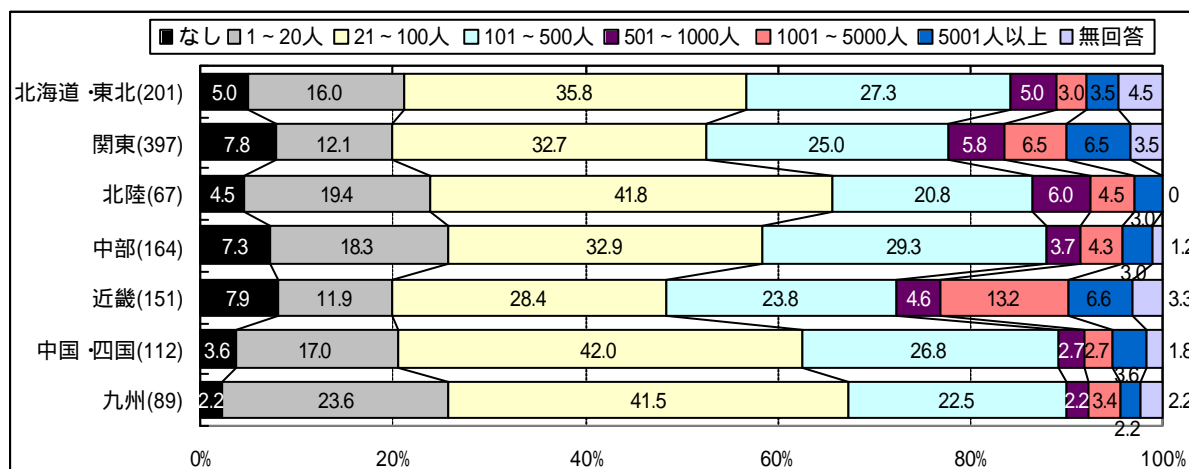
(2) 個人会員数と他の基本属性との関係

所在地別の個人会員数

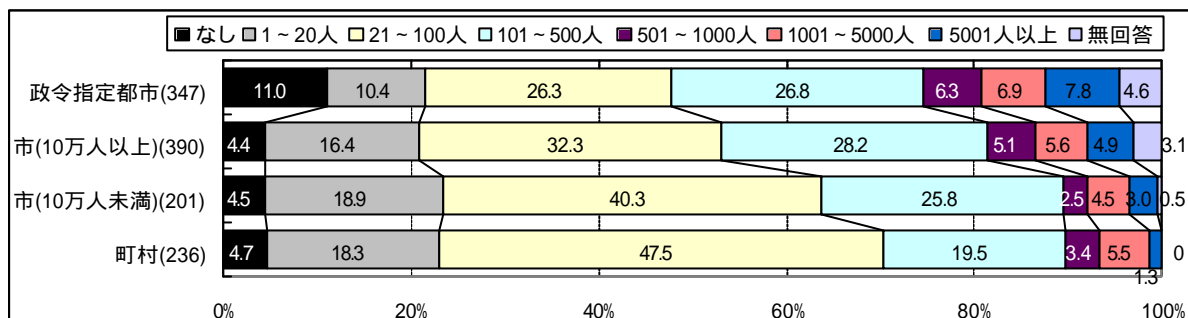
- 地方ブロック別では、関東と近畿に個人会員数が1000人を超す団体が多く、それぞれ13.0%、19.8%である。逆に北陸や九州では100人以下が多く、それぞれ61.2%、65.2%である。
- 市町村規模別では、政令指定都市ほど個人会員数は多くなる。

図表 3-1-13 個人会員数(所在地別)

(地方ブロック)



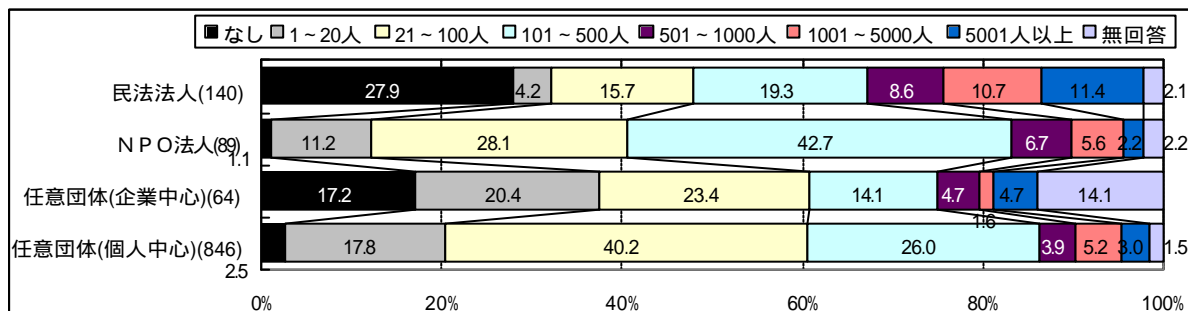
(市町村規模)



法人格別の個人会員数

- 民法法人(社団法人と財団法人)では、個人会員なし(27.9%)も多い反面、1000人を越す団体も多く2割を超え(22.1%)、特に5000人以上は1割以上(11.4%)である。
- NPO法人では個人会員数101~500人(42.7%)が最も多い。個人中心の任意団体では、100人未満が多く6割(58.0%)を占める。特に21~100人は40.2%である。

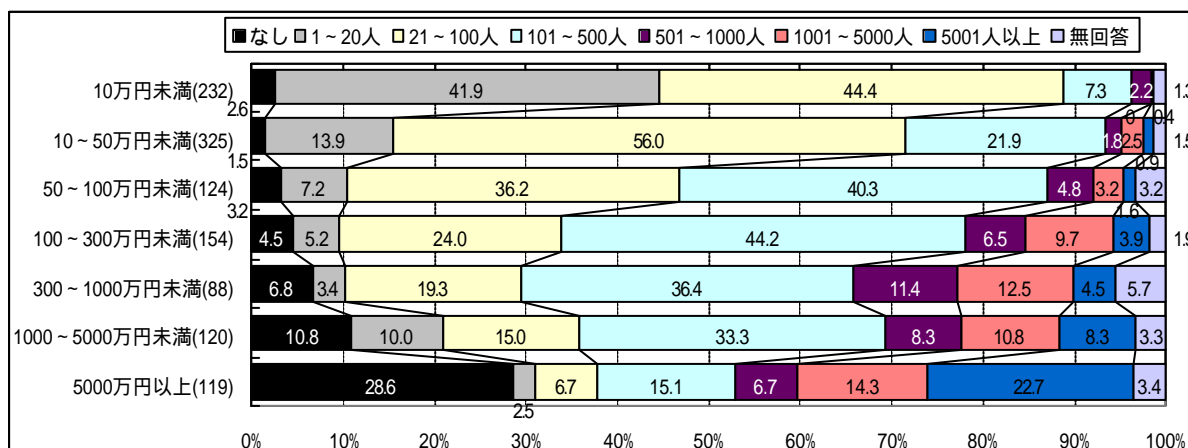
図表 3-1-14 個人会員数(法人格別)



財政規模別の個人会員数

- 財政規模の小さい民間団体ほど(個人が中心の任意団体が多くなるが)、個人会員数も小規模になり、年間支出額が10万円未満では100人以下が86.3%と9割近くを占める。
- 逆に、財政規模が大きくなるほど個人会員数も増える。特に、年間支出額が5000万円以上の団体では個人会員なし(28.6%)が増える(その分、法人会員が多いと考えられるが)半面、5000人以上(22.2%)が2割を超えている。

図表 3-1-15 個人会員数(財政規模別)

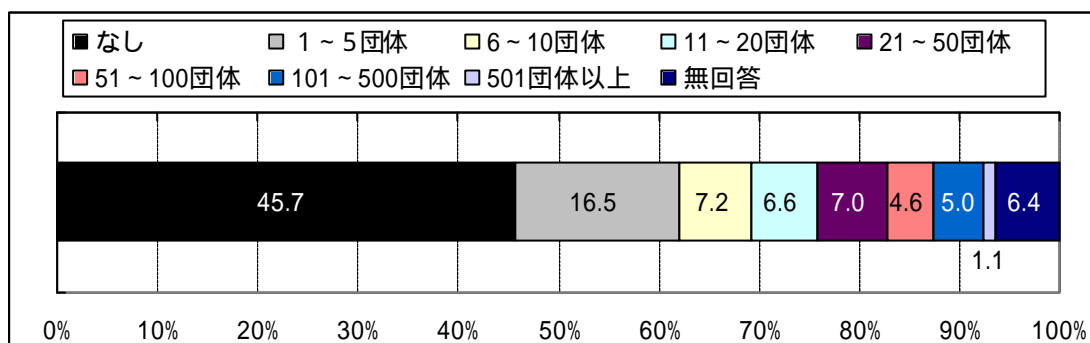


1-4-2 . 法人会員数：問 -3(2)

(1) 全体的な傾向

- 法人会員をもたない民間団体が最も多く半数近い 45.7% を占める。
- 法人会員をもつ団体では、法人会員数の規模が大きくなるにつれて、その比率は減っている。「1～5 団体」(16.5%) が最も多く、次いで「6～10 団体」(7.2%) であり、10 団体以下は 2 割を越す 23.7% となる。続いて「11～20 団体」(6.6%)、「21～50 団体」(7.0%) となり、さらに「51～100 団体」(4.6%)、「101～500 団体」(5.0%) となる。「501 団体以上」(1.1%) は非常に少ない。

図表 3-1-16 法人会員数(全体)



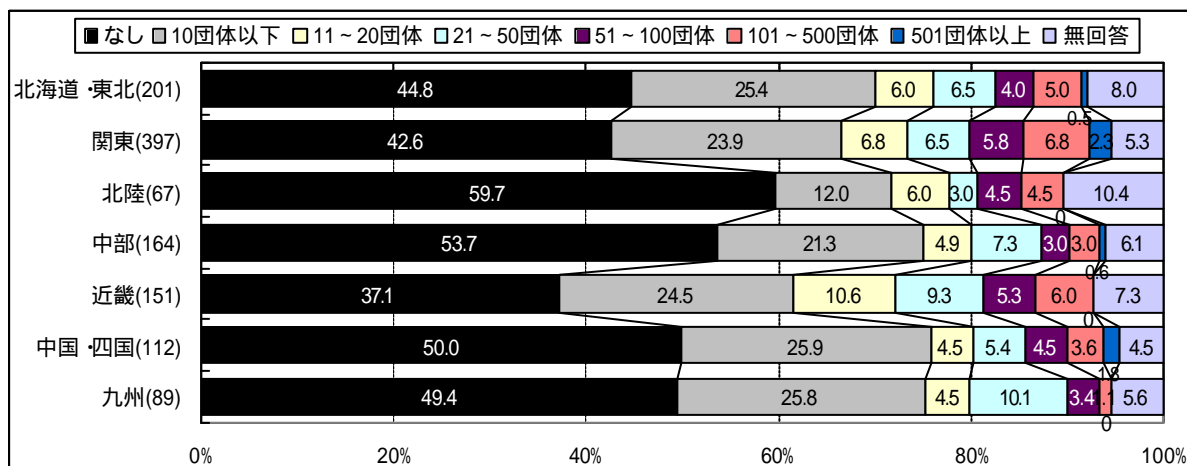
(2) 法人会員数と他の基本属性との関係

所在地別の法人会員数

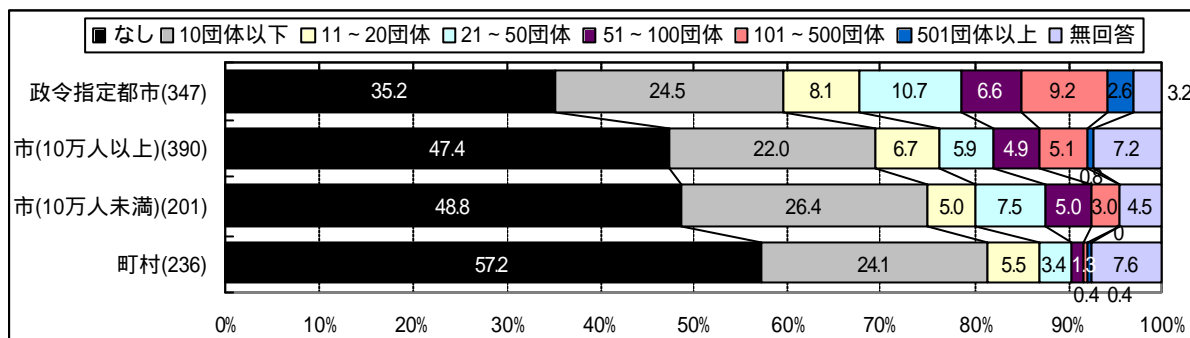
- 地方ブロック別では、関東では法人会員数が 100 団体を越す比率がやや高い。北陸では法人会員なし(59.7%)が多い。
- 市町村規模別では、政令指定都市では法人会員数なし(35.2%)は少なく、100 団体を越える比率が高い(11.8%)。

図表 3-1-17 法人会員数(所在地別)

(地方ブロック)



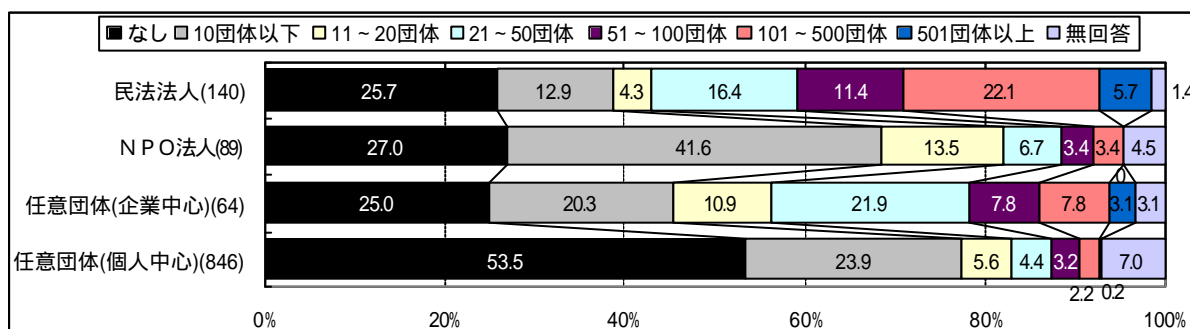
(市町村規模)



法人格別の法人会員数

- 民法法人(社団法人と財団法人)では、法人会員なし(25.7%)は少なく、3割近く(27.8%)が100団体以上の法人会員を抱える。特に501団体以上は5.7%である。
- NPO法人では、法人会員数10団体以下(41.6%)が最も多く、20団体以下(55.1%)では5割を越している。個人中心の任意団体では、法人会員なし(53.5%)が過半数を占める。

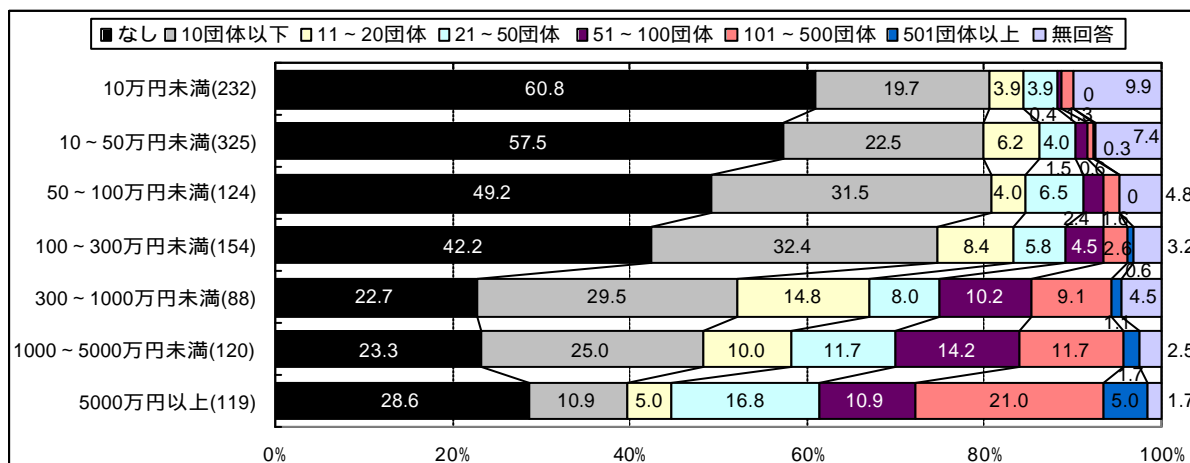
図表 3-1-18 法人会員数(法人格別)



財政規模別の法人会員数

- 財政規模が小さいほど(個人中心の任意団体が多い)、法人会員なしの比率が高く、年間支出額50万円未満では約6割となる。財政規模が大きいくほど法人会員数も増える。5000万円以上では法人会員なし(28.6%)が少なく、101団体以上(26.0%)は3割近くを占めている。

図表 3-1-19 法人会員数(財政規模別)



1-4-3 . 個人会員数と法人会員数の関係：問 -3(1)と 問 -3(2)

- 「個人会員なし(法人会員のみ) 」の民間団体(75 団体)では、法人会員数 51～100 団体(22.7%)を中心に、21～50 団体(13.3%)と 101～500 団体(18.7%)が多い。
- 個人会員数が少ないほど、「法人会員なし(個人会員のみ)」の比率が高く、個人・法人を合わせた会員数自体が少ない。例えば、個人会員数 20 人以下(183 団体)では法人会員なしが 60.1%、同様に個人会員数 21～100 人(413 団体)では「法人会員なし」が 57.6%である。
- 個人会員数の多い 1001～5000 人(68 団体)の「法人会員なし」(25.0%)は少ない。特に、個人会員数 5001 人以上(56 団体)では「法人会員なし」は 37.5%ではあるが、法人会員数 101～500 団体は 21.4%、同 501 団体以上は 10.7%であり、合わせて 3 割以上(32.1%)となる。

図表 3-1-20 個人会員数と法人会員数の関係(全体)

(単位：%)

法人会員数	なし (511)	10 団体 以下 (281)	11～20 団体 (78)	21～50 団体 (83)	51～ 100 団 体 (55)	101～ 500 団 体 (59)	501 団 体以上 (13)
個人会員数							
なし(75)	0	10.7	1.3	13.3	22.7	18.7	1.3
20 人以下(183)	60.1	16.9	3.8	2.7	0.5	3.8	0.5
21～100 人(413)	57.6	24.2	3.6	5.3	1.0	1.7	0
101～500 人(303)	39.6	32.7	11.9	4.6	4.6	2.0	0.3
501～1000 人(55)	20.0	29.1	10.9	9.1	9.1	14.5	1.8
1001～5000 人(68)	25.0	26.5	8.8	17.6	11.8	4.4	2.9
5001 人以上(56)	37.5	7.2	7.1	5.4	5.4	21.4	10.7

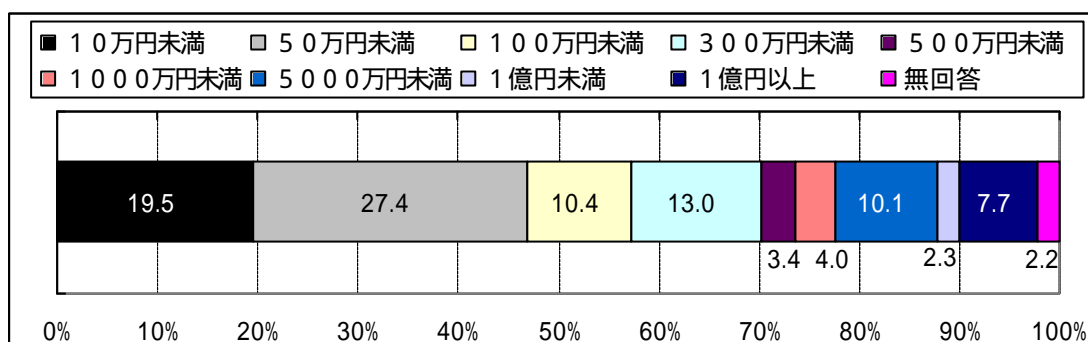
(注) 網掛けは、縦にみて法人会員数別に最も比率の高いものを示す。

1-5 . 財政規模(年間支出額ベース) : 問 -4

(1) 全体的な傾向

- 民間団体の財政規模(年間支出額ベース)で最も多いのは、「10～50万円未満」(27.4%)であり、次に多い「10万円未満」(19.5%)を加えると、全体では50万円未満が5割近く(46.9%)を占める。さらに「50～100万円未満」(10.4%)を合わせて、6割に近い57.3%を占める。
- 年間支出額1000万円以上は約2割(20.1%)を占めるが、その内訳は「1000～5000万円未満」(10.1%)と「5000万円以上」(10.0%)である。「1億円以上」(7.7%)も少なくはない。

図表 3-1-21 財政規模(年間支出額ベース)(全体)



(単位：%)

財政規模(年間支出額ベース)	比率	比率(累計)
10万円未満(232)	19.5	19.5
10～50万円未満(325)	27.4	46.9
50～100万円未満(124)	10.4	57.3
100～300万円未満(154)	13.0	70.3
300～1000万円未満(88)	7.4	77.7
1000～5000万円未満(120)	10.1	87.8
5000万円以上(119)	10.0	97.8
無回答(26)	2.2	100.0

(注) 財政規模の後の数字はそれぞれのサンプル数である。

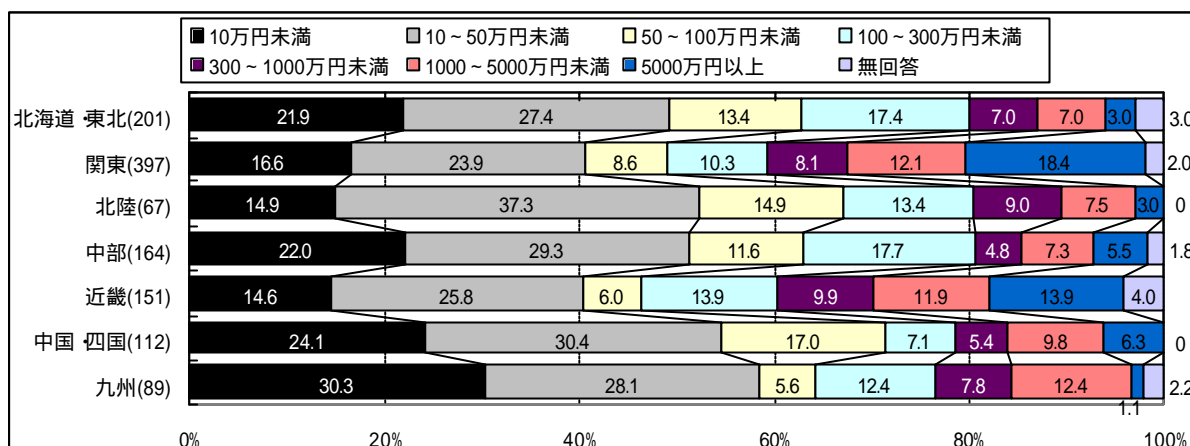
(2) 財政規模と他の基本属性との関係

所在地別の財政規模

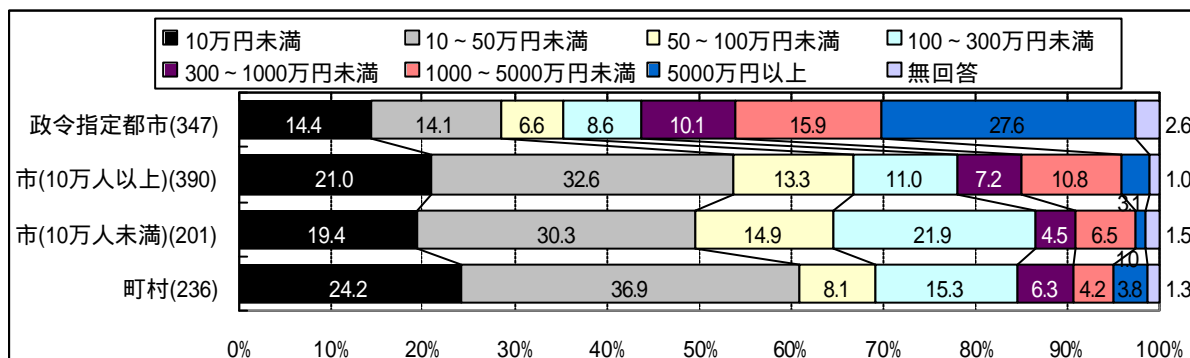
- 地方ブロック別では、関東と近畿に財政規模の大きい民間団体が多い。逆に、九州では10万円未満が30.3%と多い。
- 市町村規模別では、政令指定都市に財政規模の大きい民間団体が多く、町村には年間支出額が50万円未満の民間団体が6割を越す(61.1%)。

図表 3-1-22 財政規模(所在地別)

(地方ブロック)



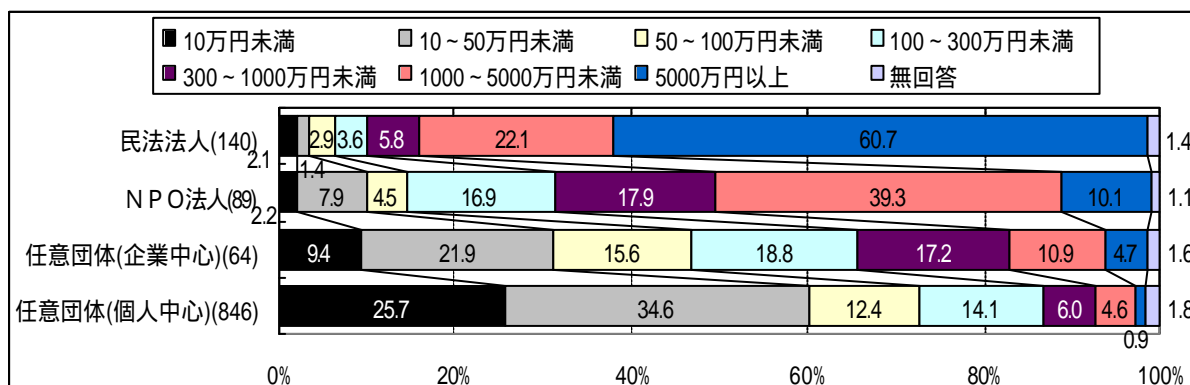
(市町村規模)



法人格の財政規模

- 民法法人(社団法人と財団法人)では、年間支出額 5000 万円以上(60.7%)が 6 割以上であり、図示していないが、1 億円以上が過半数(51.4%)を占める。
- NPO 法人では、年間支出額 100 万円未満(14.6%)は比較的少なく、最も多いのが約 4 割を占める 1000~5000 万円(39.3%)である。5000 万円以上は 1 割(10.1%)である。
- 個人中心の任意団体では全体に年間支出額が少なく、10 万円未満(25.7%)と 10 万円~50 万円未満(34.6%)を合計すると 50 万円未満は 6 割(60.3%)を占める。1000 万円以上は 5.5.%と少ない。

図表 3-1-23 財政規模(法人格別)

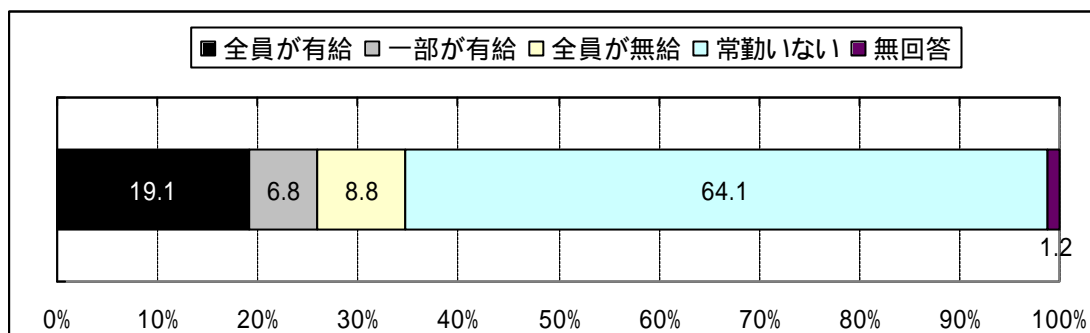


1-6. 常勤スタッフ：問 -5

(1) 全体的な傾向

- 民間団体では、「常勤スタッフはいない」(64.1%)が最も多く6割を超えている。
- 常勤スタッフがいるのは3割以上となるが、有給については「全員が有給の常勤スタッフがいる」(19.1%)が2割弱で、「一部が有給の常勤スタッフがいる」(6.8%)は1割未満である。「全員が無給の常勤スタッフがいる」(8.8%)は1割未満である。

図表 3-1-24 常勤スタッフ(全体)



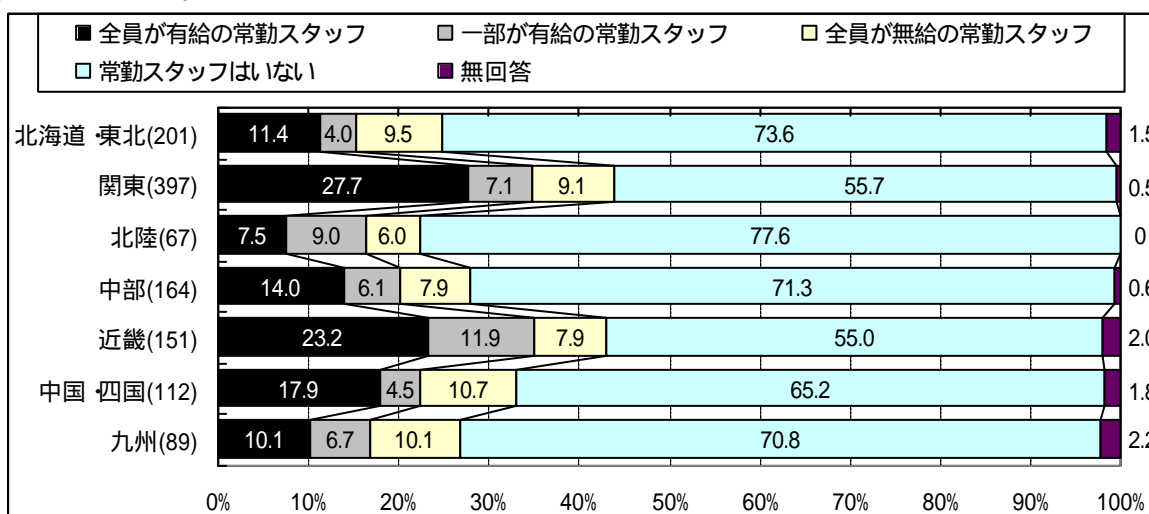
(2) 常勤スタッフと他の基本属性との関係

所在地別の常勤スタッフ

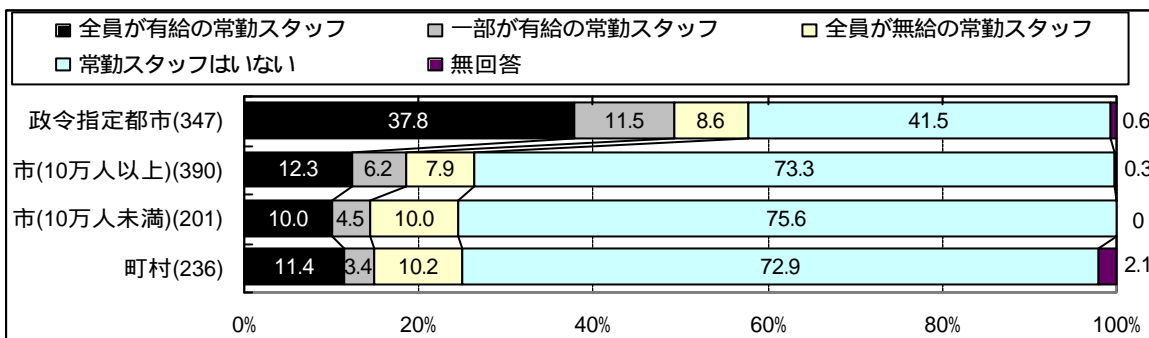
- 地方ブロック別では、関東と近畿に「全員が有給の常勤スタッフ」(それぞれ 27.7%、23.2%)が多い。北海道・東北、北陸、中部、九州では「常勤スタッフはいない」が7割を越す。
- 市町村規模別では、政令指定都市には常勤スタッフが多いが、「全員が有給の常勤スタッフ」(37.8%)や「一部が有給の常勤スタッフ」(11.5%)も多い。市町村では「常勤スタッフはいない」が7割を越す。

図表 3-1-25 常勤スタッフ(所在地別)

(地方ブロック)



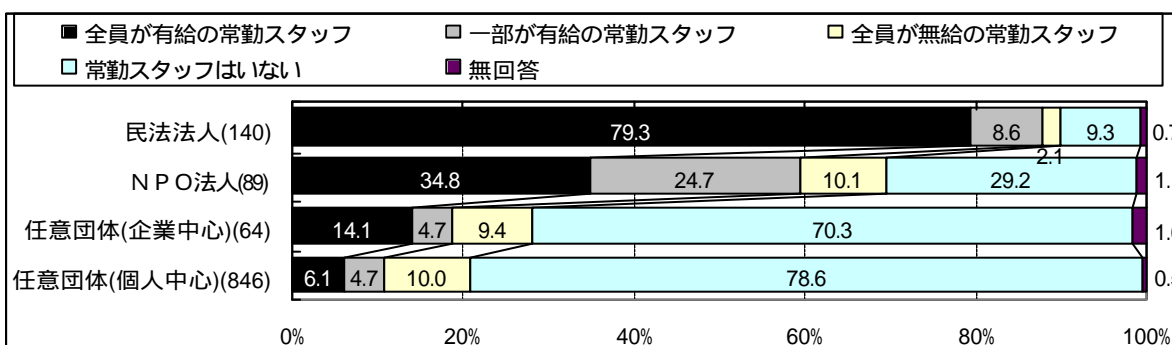
(市町村規模)



法人格別の常勤スタッフ

- 民法法人では、9割以上が常勤スタッフを確保し(「常勤スタッフはいない」は9.3%)、約8割が「全員が有給の常勤スタッフ」(79.3%)をもつ。NPO法人では約7割が常勤スタッフをもつが、「全員が有給の常勤スタッフ」(34.8%)は比較的少ない。個人中心の任意団体では常勤スタッフがいるのが2割(20.8%)と少ない。

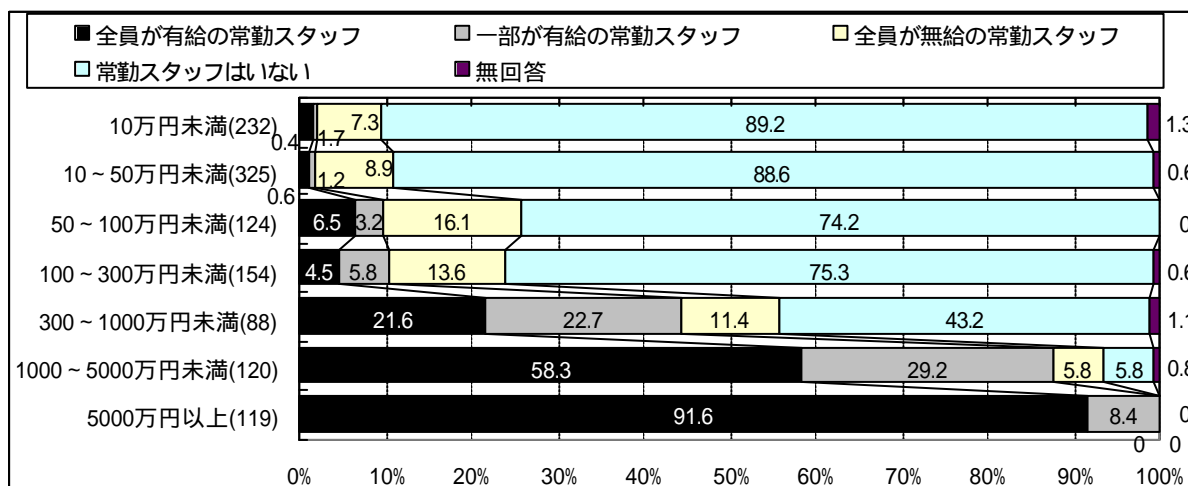
図表 3-1-26 常勤スタッフ(法人格別)



財政規模別の常勤スタッフ

- 財政規模が小さいほど「常勤スタッフはいない」が増え、年間支出額10万円未満(89.2%)では9割に常勤スタッフがいらない。逆に、5000万円以上の団体では、9割以上(91.6%)が「全員が有給の常勤スタッフ」であり、「常勤スタッフはいない」は皆無である。

図表 3-1-27 常勤スタッフ(財政規模別)

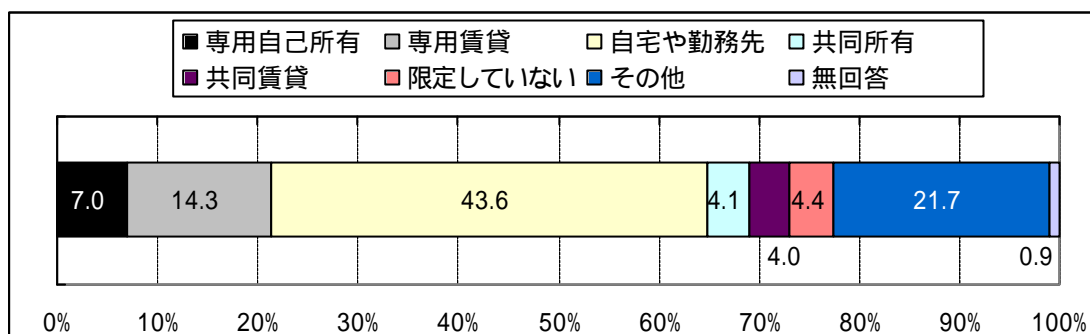


1-7. 主たる事務所の所有形態：問 -6

(1) 全体的な傾向

- 主たる事務所の所有形態としては、「自宅や勤務先」(43.6%)が最も多く4割以上を占めている。次いで多いのは「専用賃貸」(14.3%)であり、「専用自己所有」(7.0%)は少ない。
- 「共同所有」(4.1%)や「共同賃貸」(4.0%)は少ない。なお、「その他」(21.7%)も少なくないが、コスト面からも多様な事務所の利用状況がうかがえる。

図表 3-1-28 主たる事務所の所有形態(全体)



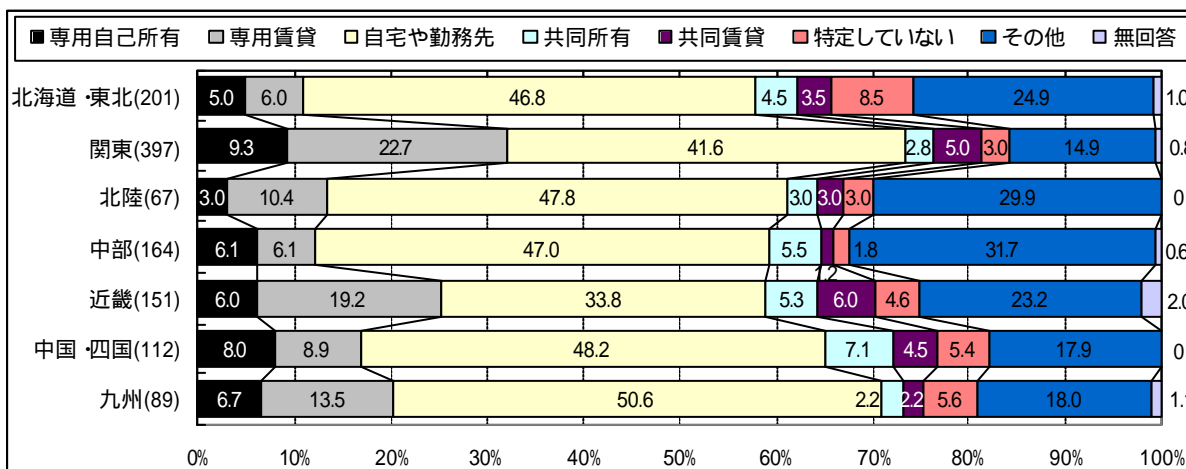
(2) 主たる事務所の所有形態と他の基本属性との関係

所在地別の主たる事務所の所有形態

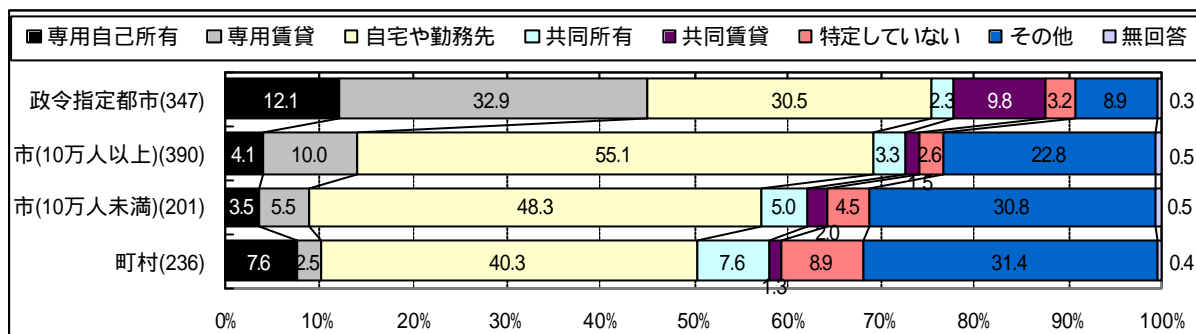
- 地方ブロック別では、関東において「専用自己所有」(9.3%)と「専用賃貸」(22.7%)が多く、3割以上(32.0%)の団体で自団体専用の事務所が確保されている。
- 市町村規模別では、政令指定都市において「専用自己所有」(12.1%)と「専用賃貸」(32.9%)が多く、5割近く(45.0%)の団体で専用事務所が確保されている。

図表 3-1-29 主たる事務所の所有形態(所在地別)

(地方ブロック)



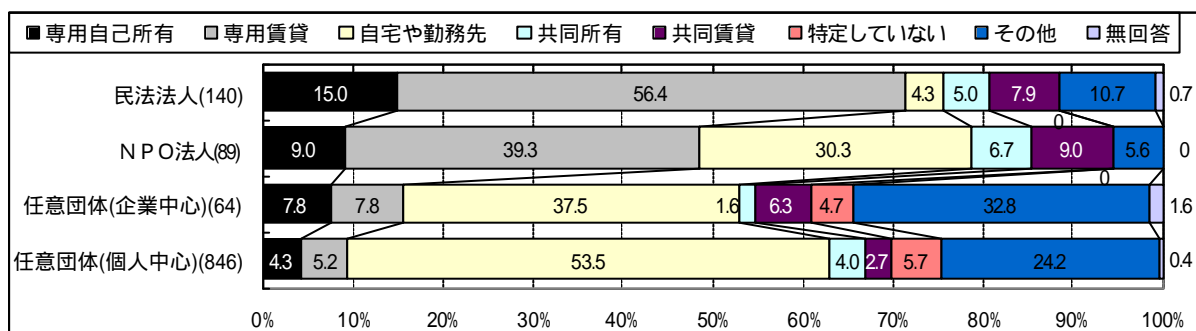
(市町村規模)



法人格別の主たる事務所の所有形態

- 民法法人では「専用自己所有」(15.0%)と「専用賃貸」(56.0%)が多く、合わせて7割以上(71.0%)が自団体専用の事務所を確保している。NPO法人では5割近く(48.3%)が自団体専用の事務所を確保している(「専用自己所有」(9.0%)と「専用賃貸」(39.3%))。
- 個人中心の任意団体では財政基盤が弱いことから、自団体専用の事務所が確保されているのは1割未満(9.5%)であり、半数以上が「自宅や勤務先」(53.5%)である。

図表 3-1-30 主たる事務所の所有形態(法人格別)



財政規模別の主たる事務所の所有形態

- 財政規模が小さいほど「自宅や勤務先」が多く、年間支出額50万円未満では6割を超す。逆に、財政規模が大きくなるほど自団体専用の事務所が増え、5000万円以上の団体では「専用自己所有」(29.4%)と「専用賃貸」(58.8%)を合わせて約9割(88.2%)となっている。

図表 3-1-31 主たる事務所の所有形態(財政規模別)

